

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和3年3月25日

旭川市長 西 川 将 人

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 旭川駅前広場清掃等業務委託

(2) 契約の概要

ア 業務内容

- ・旭川駅前広場内のごみ拾い
- ・旭川駅前広場噴水設備の管理
- ・旭川駅前広場のグランドカバーの管理

イ 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

ウ 発注部局及び問い合わせ先

旭川市6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階

旭川市地域振興部地域振興課

電話 (0166) 25-5316

2 契約の相手方の選定基準

(1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センター等またはこれらに準ずる者であること。

(2) 旭川市内に拠点を有すること。

3 契約の相手方の決定方法

上記2により、公益社団法人シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴収し、その見積金額が最低価格の者と契約を締結する。